

岩手県立大学看護学部紀要要綱

1. 総則

- 1) 岩手県立大学看護学部（以下「本学部」という）は、本学部における研究成果の発表を目的として、岩手県立大学看護学部紀要/Journal of the Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University（以下「紀要」という）を年1回発行する。
- 2) 紀要の発行については、本学部教授会が紀要編集委員会を設置し、その任にあたる。紀要編集委員は、本学部広報委員が兼務する。

2. 投稿資格

筆頭著者の投稿資格は、次のとおりとする。

- 1) 本学部の教員（非常勤実習助手を含む）と大学院生とする。
- 2) 第1項の他、本学部の退職・転出者、非常勤講師の投稿資格については、紀要編集委員会が審議の上決定する。

3. 原稿の種類

投稿する原稿は未発表のものとし、次の5種類のうち1)~4)を論文として取り扱う。

- 1) 総説
特定のテーマについての知見を集め、文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説したもの。
- 2) 原著
研究論文のうち、研究そのものに独創性があり、新しい知見を含めて体系的に研究成果が記述されており、看護学および関連分野の知識として意義が明らかであるもの。
- 3) 研究報告
研究論文のうち、研究成果の意義が大きく、看護学および関連分野の発展に寄与すると認められるもの。
- 4) 短報
研究論文のうち、研究そのものに速報に値する新しい知識が含まれており、看護学および関連分野の発展に寄与することが期待できるもの。
- 5) その他
看護学および関連分野、あるいは教育に関する意義ある活動について、実践内容と今後の発展に向けた考察を含めて記述されたもの、報告の意義があるもの。

4. 倫理的配慮

- 1) 人および動物が対象とされる研究は、倫理的に配慮されていることを要件とし、その旨を本文中に明記すること。
- 2) 原則として本学研究倫理審査委員会等の研究倫理審査を受けていること。

5. 投稿手続

投稿しようとする者は、次の諸手続を行うものとする。

- 1) 投稿原稿2部のうち1部は、氏名、所属、謝辞を取り外して著者を特定する事項を削除する。
- 2) 投稿原稿チェックリストに入力し、論文ファイルとともに提出する。なお、大学院修了生が学位論文の一部を投稿の場合は、査読者選任のために指導教員を知る必要があるため、投稿申請書の備考欄に、指導教員名、主査・副査教員名を追加する。
- 3) 投稿原稿は、執筆方法に関する内規に準じて作成し、メール添付で投稿用メールアドレスkiyou@iwate-pu-nurs-kiyou.jpに送信する。なお、件名を「岩手県立大学看護学部紀要投稿原稿」とする。また、投稿原稿受領通知メールを投稿元のメールアドレスに返信するため、投稿者本人のメールアドレス以外からの投稿は原則として認めない。
- 4) 投稿の受付は、通年実施し紀要編集委員会において、投稿原稿が所定の手続にしたがっていることを確認した時点をもって投稿手続の完了とし、当該日をもって受付日とする。投稿者へ投稿原稿受領通知を返信し、その後、原稿に不備がなければ投稿手続完了通知を返信することとし、投稿手続完了通知を送信した日を受付日とする。また、査読終了後、紀要掲載が決定した日を受理日とし、投稿者に紀要掲載決定通知を送信する。
- 5) 著者は、前項の受理日以降の日であれば、紀要編集委員会に論文掲載証明の発行を請求することが出来る。

6. 投稿原稿の採否

- 1) 投稿原稿の紀要への掲載の採否は、査読を経て紀要編集委員会が決定する。
- 2) 査読者は、紀要編集委員会が依頼する。
- 3) その他査読に関し必要な事項は、別に定める。

7. 編集

投稿原稿の紀要への掲載順序の決定、その他紀要の編集に関することは、紀要編集委員会が行う。

8. 校正

印刷時の校正は三校までとし、初校及び二校は著者校正とする。ただし、著者校正は字句の訂正に留めるものとする。

9. 著作権

紀要掲載内容（ホームページ上で公開する電子媒体を含む）の著作権は、全て本学部に帰属するものとし、当該著作権の利用手続は次のとおりとする。

- 1) 紀要内で掲載されている図表など原著性の高い内容を他の雑誌や書籍刊行物にて利用する際には、紀要編集委員会宛に必ず書状にて許諾申請を行うこと。
- 2) 紀要誌面内容使用に関する許諾申請書には、1. 引用する紀要の論文の巻・号・頁・年度・タイトル・

- 筆頭著者名・使用したい図表等の掲載頁とその図表番号, 2. 利用目的, 3. 依頼者住所・氏名・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス・自署署名を付記すること.
- 3) 使用が許可された図表等の利用に関しては, 脚注に当該文献名を明示すること.

10. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料
掲載料は無料とする.
- 2) 別刷り
別刷りは30部まで無料とする.

11. 紀要原稿の執筆方法

原稿執筆に関し必要な事項は, 別に定める.

附則

- この内規は, 平成 19 年 9 月 19 日から施行する.
岩手県立大学看護学部紀要要項は本要項の施行により廃止する.
この要綱は, 平成 21 年 7 月 15 日より一部改正, 施行する.
この要綱は, 平成 29 年 7 月 19 日より一部改正, 施行する.
この要綱は, 令和 2 年 10 月 16 日より一部改正, 施行する.
この要綱は, 令和 5 年 5 月 17 日より一部改正, 施行する.